

令和7年度高島市国民健康保険人間ドック等費用助成について (大津赤十字病院用)

高島市国民健康保険では、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療により、被保険者の健康維持・増進をはかるために、人間ドック等費用を一部助成します。

1. 対象者 (次のすべてに該当する方)

- (1) 人間ドック等の受診時において高島市国民健康保険の被保険者で40歳～74歳(年度末年齢)の方(昭和26年4月1日～昭和61年3月31日生まれの方)
- (2) 国民健康保険税を滞納していない世帯の方
- (3) 同じ年度内に特定健診および人間ドック等に含まれている市のがん検診を受診しない
- (4) 他の医療保険から人間ドック等費用助成を受けない方
- (5) 下記の検査項目を必ず受診し、検査結果の提出と検査結果を市が健康管理の指導等に活用することに承諾いただける方

身体計測(身長・体重・腹囲・BMI)
診察
血圧測定
尿検査
血液検査(貧血・脂質・肝機能・血糖・腎機能)

2. 助成額

費用の2分の1を助成します。但し、20,000円を上限とします。

- ※助成額に100円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた金額が助成金額となります
※おひとり様につき同一年度1回のみ助成となります。

3. 受診期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日まで

4. 受診医療機関

医療機関	電話番号	予約受付時間
大津赤十字病院 健診センター	077-522-5165	9:00～16:00(平日のみ)

5. 費用助成の手続き

(1) **人間ドック等費用助成申請書の提出(受診される前に)**・・・申請期限 令和8年2月13日まで

人間ドック等を受診される前に、人間ドック等費用助成申請書の所定事項を記入のうえ、提出してください。事前申請は、受診の2週間前までにお願いします。各自で受診医療機関へ予約してください。

持ち物・・・国民健康保険の被保険者記号・番号が確認できる物【マイナンバーカードによるオンライン資格確認・資格確認書・資格情報のお知らせ、国民健康保険被保険者証(令和7年7月末まで)等】・特定健診受診券

※事前申請せずに受診された方、届出期限を過ぎての申請は、費用助成の対象となりません

(2) **国民健康保険税の滞納調査および助成決定**

国民健康保険税の滞納がないかの確認を行い、費用助成決定通知書をお送りします。

(3) **人間ドック等の受診**・・・受診期限令和8年2月28日まで

受診医療機関に費用助成決定通知書を提出し、受診してください。

※受診期限を過ぎての受診は、費用助成の対象となりません。

(4) **受診結果による保健指導等**

受診医療機関から市へ届いた結果をもとに、保健指導が必要かどうかを判断します。保健指導が必要となった方には、保健師・栄養士等がお電話や訪問をさせていただくことがあります。

また、健康相談や栄養相談を希望される方は、お気軽に健康推進課へご相談ください。

お問い合わせ

高島市役所 健康推進課

TEL 0740-25-8078